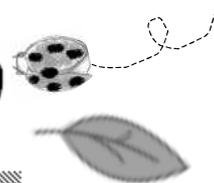




つんとつむし



【子どもセンター てんぼ事務局】
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-6 新横浜法律事務所内
TEL:045-473-1959 FAX:045-477-5822

こころを豊かに余裕を持って、子育てをしたい

重症心身障害児者多機能施設みどりの家併設診療所長

元横浜市中心児童相談所長 三宅捷太（小児科医）

児童虐待がニュースにならない日がありません。そして人身事故と呼ばれる自死で電車が止まらない日がありません。便利で安価な日用品が家庭に氾濫し、必要な情報が簡単にいつでも手に入る時代になりました。科学の進歩で癌の克服や人口臓器でなく自分の臓器を再生できる時代ももうすぐです。でも、こころの進歩は得られているでしょうか。こころに余裕のあるゆたかな精神生活の復活を望んでやみません。

野生のチンパンジーの世界には親が子をぶつなどの虐待は全くありません。でも動物園のチンパンジーの親子間で虐待が見られるのです。それは大人しかいない中で子育てを見る機会がなく母性を育てられないからです。現に霊長類研究所のアイちゃんはアユムを生むときにチンパンジーのぬいぐるみやアカゲザルの赤ちゃんを抱き、野生のチンパンジーの子育てのビデオを見て子育てに成功しています。アユムは4ヶ月間、親から一時も離れずその胸でおっぱいを飲み、尿も使もします。そして3歳まで母乳を飲むため生理がなくオスが寄り付かず母子関係を高めます。翻って現代の横浜では母親教室の6～8割の妊婦は赤ちゃんを抱っこしたこともおむつを替えたこともありません。動物園のチンパンジーと同じなのです。これでは母親が子育てを楽しむ余裕ができるでしょうか。子育てを目で見て触れる親の情愛を感じることが大切なのです。

また三大丸山古墳から三千年前の日本人の人々の生活がわかります。ここには3種類の墓があります。一つは首長級の立派な墓、庶民の墓、そしてゴミ捨て場の近くに子どもの墓が並んでいました。その甕棺は底も蓋もなく、丸い石を膝に抱いて座っています。母親がごみ捨ての際にお参りができ、子どもはいつでも自由に出来るようにとの愛情です。

平安時代にも万葉集に山上憶良の「銀もくがねも玉も何せむに勝れる宝子にしかめやも」の和歌があり子育てに愛情を注いでいました。安土桃山時代と明治時代、西欧が日本にどっと押し寄せ、植民地化しようとして情報収集していました。でも日本人のどの階層も識字力が高く誠実で努力家であるの驚くとともに、子育てに愛情を注いでいる姿に心打たれて本国に報告していたのです。現実に江戸時代には、150を超える子育て・教育書があり、特に父親がしっかりとした後継ぎを作るために心血を注いでいました。それは大森貝塚を発見したアメリカ人モースは「大人はいつも子どもと一緒に遊ぶ、日本は確かに子どもの天国」「世界中で日本ほど、子どもが親切に取扱われ、子どもの為に深い注意が払われる国はない」「小さな子どもを一人家へ置いて行くようなことは決して無い」「赤ん坊が温かそうに育児籠に入れられ、目の届く所に置き、子どもの様子を見ながら農作業をしている」の言葉からもわかります。

私たちは明日からでも、日本人のこころをできるところから取り戻し育てたいものです。

特集

自立援助ホーム みずきの家

加藤さい・利明

はじめに

みずきの家の設立を目指した活動を始めてから、3回目の春を迎えました。今年もコブシや桜など春の花が次々に咲いて、季節の移り変わりの奇跡と命の力強さを実感しています。ところで、ホームの名称である「みずき」の話をしましょう。ハナミズキは一青窈（ひととよう）の歌で有名になって、数年前から街路樹として植樹されるようになったので知っていましたが、野山に自生して5月初旬～6月にかけて白い小さな花を咲かせる「みずき」のことを、わたしたちは2年前まで知りませんでした。その特徴は枝葉を横に広げることです。大きく成長するので、庭木として使われることは少ないようです。



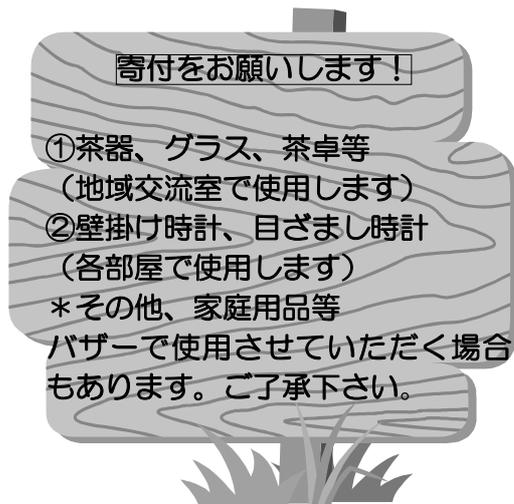
わたしたちはみずきの特徴（横に広がり大きく育つ）を知ってから、自立援助ホームの名称にふさわしいと思い、この名をつけました。それから野山を見てはみずきを探すようになりました。すると、何とあちらこちらにみずきがあるではありませんか。今まで全く気付かずに過ごしてきたのが不思議なほど目に入ります。これが、人間の認識の仕方なのだとわかった時、「知る」ことは知識ではなく興味の有り様なのだと改めて思いました。これからも、見えていない世界を見るための工夫をしなければなりません。

みずきの家の開所にあたって

さて、みずきの家の開所が迫ってきました。3月末には、みずきの家が完成します。そして、4月の下旬にはわたしたちを迎え入れてくれるでしょう。1カ月余の準備期間を経て、6月1日には2名の利用者を迎えてささやかながら開所を祝うことになりそうです。

約2年半の活動が実を結んでみずきの家の開所を迎える時に、わたしたちが振り返って思うのは、多くの方々が協力してくださったことへの感謝です。場所探しの活動は、何のつてもない中、不動産業者めぐりから始まりました。知人から紹介された方に、話を聴きにも行きました。広告を頼りに下見にも行きました。鶴巻温泉や藤沢の話が持ち上がりましたが、すぐに話は途切れて途方に暮れた時期もありました。それでも道は開けて、土地と建物を提供してくださる瀬戸佑右さんとの出会いが突然に訪れました。「関係の網の目」という言葉がありますが、まさに出会いは、見えないけれど繋がっている網の目のように張り巡らされていて、わたしたちを後押ししてくれました。

物件ばかりではありません。自立援助ホーム設立のための基金集めには、たくさんの方が協力をしてくださいました。個人的に周囲の知り合いに声をかけてくださった方、様々な催しの場で寄付を募ってくださった方、パンフレットを見て口座に多額のお金を振り込んで下さった方等々、書き出せばきりがなほご厚志をいただきました。また、共同募金会、夢ファンド、SBI、メリルリンチなどの団体・企業からは多額の助成金をいただきました。その他、AOKIは神奈川県下の21店舗に募金箱を置いてくださり、基金集めにご協力いただきました。目標金額に届かなかったものの、皆様のお力添えのおかげで初年度に必要な金額は確保できました。心から厚くお礼申し上げます。今後は、皆様から信頼される活動を展開、継続して、支援の輪を広げることがわたしたちに課せられた使命です。



(2階LDKの天井には窓があります)

みずきの家がめざすこと

わたしたちは今、開所に向けた準備に忙しくしていますが、これから始まる利用者との生活に想いを馳せることが多くなりました。どのような生活が始まることやら…想像すると、不安よりもわくわくする気持ちが勝っています。

わたしたちは何かにわくわくしています！？陽気な会話や楽しい活動、美味しい食事をみんなで囲む時間… きっとそんな時間もあるでしょうが、利用者が抱える様々な課題に向き合い、一緒に悩み、心配し、混乱しながら過ごす日々であることは想像に難しくありません。それでも、どちらか一方のことだけで人生が過ぎていくわけではありません。どんな家庭にもいざこざはあり、家族関係にぎくしゃくし、お互いを非難し合いながらも自分を見つめ、相手を想い、期待し諦め、そして、改めて存在の大切さに思い至って共感し合うといったことを繰り返しています。いいこと、悪いことが混ざり合って、笑ったり泣いたりするのが生きている証であり、関係形成の糧であると考え、きっとわたしたちは両者を経験してこそつながっていただけるのです。「どんなつながりが出来上がるのか」わたしたちはわくわくしながら、つながりを体験できる日を待ち望んでいます。

もうひとつ、わたしたちが望んでいることがあります。みずきの家を舞台にした「関係の網の目」の拡大です。具体的には多くの方に入居していただくこと、地域交流室で様々な活動をしていただくこと、それを通して利用者との関係を形成していただくことです。これは簡単に実現しないでしょうが、つながる大切さを身をもって理解することがわたしたちの目標です。

そう、みずきの家はつながるための実践の場であると、胸を張って言える日を目指して活動を始めたいと思います。どうかわたしたちと歩みを共にしていただきますように、お願いいたします。

子どものシェルターにおける 10代後半の子どもの自立支援

西岡 千恵子

昨年(2009年)の11月27日、日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN)第15回学術集会埼玉大会～児童虐待防止法制定10周年記念大会～において、子どもセンターてんぼは、カリヨン子どもの家(東京)、子どもセンターパオ(名古屋)、子どもシェルターモモ(岡山)と共同で分科会を持ちました。

パオからは、生活保護申請について、モモからは、自立援助ホーム大本荘での生活保護申請時の住民票移動について、カリヨンからは、子どもの家の利用者の転校や退学について、報告がありました。

てんぼからは、生活保護を利用したアパート設定について下記のような報告をしました。

<事例>

当初、Aさんは入所後2カ月分の給与でアパートを探して転居するつもりでいたが、十分でなかった。退職後、社会保険は切れ、国民健康保険への加入が必要となるが、住所が家族に知れてしまうという課題があった。生活保護の申請を考えたが、入所後に給料が払われ、所持金が増え、直ぐに申請ができなかった。最終的には、一人暮らしに必要な家電品を自費で購入し、所持金が減った時点で申請を行ない受理された。

- 神奈川県域では、2008年度より、生活保護でアパート設定をする場合の、火災保険料、保証人協会利用料金が、転居費用の中で収まる場合には、自治体はその分も負担する。
- 未成年が契約をするには、親権者の承認・署名が必要である。Aさんの場合は、以前お世話になった里親さんが契約者と保証人となった。

○アパート設定をする時に困るのは、

- (1) 未成年者の契約 (2) 保証人がいない (3) 貯蓄もないので(あればそれを使わないと現状では生活保護を受給できない)、生活保護費で支給される、家具什器費、転居費用だけでは生活に必要なものを充分揃えられない。(4) 本人に転居に必要な準備や知識がない。転居費用が支給されても、契約、買い物も全て支援せねばならない。(5) シェルターの為、シェルターから荷物を搬出する際、どこの業者を利用するか注意が必要。
- 国の施策で、「身元保証人確保対策事業」があり、国庫と自治体はその費用を分け合って負担しているが、この制度がDVシェルターや自立援助ホーム職員、児童相談所より委託を受けているシェルター職員、里親、また、児童相談所の福祉士に周知されておらず、利用がごく少数に留まっている。(神奈川県の場合)
- シェルターを利用し、保証人が得られない場合、「自立支援サポートセンター もやい」の保証人提供事業を活用したこともある。

自立支援には、さまざまな社会制度や社会資源を利用が必要となりますが、その制度については、明らかでない場合が多く、関係機関との緊密な連携や他の施設との情報交換、ネットワークづくりが必要だと改めて感じました。



「子どもセンター てんぽ」を利用して⑤ ～代理人の視点から～

今回は、子どもの代理人に就いた小池拓也弁護士から、てんぽの利用についてお話を伺いました。

「子どもの人権相談で、19歳女子が家にはいられないということで、直ちに利用を考えました。」と、利用したきっかけを話して下さいました。横浜弁護士会では、弁護士が子どもの人権に関する相談を行っており、小池先生は、担当日に虐待を受けている子どもからの相談を受け、子どもの人権を守るためにも、てんぽへの入所が相応しいと判断したようです。

実際に利用した率直な感想としては、「てんぽがスタッフの方々や運営に当たられる先生方の献身的としかいいようのない努力に支えられていること、しかも単に居場所を与えればよいというのではなく福祉の観点から働きかけがなされていることに、ただただ感銘と感謝しかありません。」と話して下さいました。一方で、「相談ファイルあるいは相談室にてんぽの案内が置いてあったのでしょうか。もしなければ設置した方がいいかなど。」というご指摘も頂きました。てんぽを利用して頂くためにも、今後も相談窓口等にてんぽの案内をしていきたいと思えます。今後とも、子どもたちの声がてんぽにつながるように、代理人の弁護士の方々からの依頼をお待ちしております。（野口容子）

子どもの家から

昨年末の2カ月は滞在者がいないシェルターでした。しかし、それなりにすることはあり、たまっていた事務処理等をこなしながら、疲労気味であったスタッフはその間エネルギーを回復する時間を持つことができました。そして、正月休みが終わり1月4日には、再び住民のいる、いつものシェルターに戻りました。

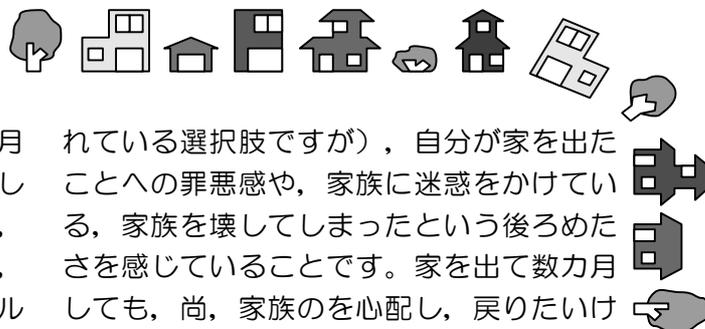
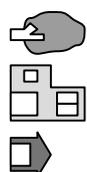
その女性は、明るくて話好きで、エネルギーギッシュな一方、自分だけが家を出てきたことへの罪悪感や、幼い兄弟のことについて口にするこも、度々ありました。

その後、2月と3月に一人ずつ入所がありました。彼女たちに共通しているのは、いろいろ試してみても、そして最終的にシェルター入所を選んでいても（とっても限ら

れている選択肢ですが）、自分が家を出たことへの罪悪感や、家族に迷惑をかけている、家族を壊してしまったという後ろめたさを感じていることです。家を出て数カ月しても、尚、家族のを心配し、戻りたいけれど、戻れないという葛藤や、親を慕い頼りたいけれど、反発するアンビバレントな気持ちを抱えています。

シェルターを利用する若者たちは、それぞれ異なった大変な経験や時間を過ごしてきています。その気持ちの整理をして、自分を受け止めて、課題を一つずつ解きほぐしていくのには、同じくらいの時間がかかるのだらうと感じています。

だからこそ、誰かが、彼女たち、彼らの気持ちと、孤立した環境に早く気付いてほしいと願います。（西岡千恵子）



ご支援ありがとうございます。

子どもセンターてんぼでは、運営にあたり、多くの企業及び個人の皆様から、ご寄付および助成金等の金員及び物品のご支援をいただいています。改めまして、ここに御礼申し上げます。

皆様のご支援の下、おかげさまで、てんぼも開所から3年を迎えることができました。

また、前号でご寄付をお願いした自立援助ホームみずきの家の設立準備金も、みなさまのおかげでほぼ目標額（2000万円）に近い金額まで集めることができたことから、無事に今年6月1日に開所の見込みです。

今後とも、みなさまのご支援を心よりお願い申し上げます。

また、シェルターてんぼおよび自立援助ホームみずきの家では、金銭だけでなく子ども達の生活に必要な物品のご寄付をお願いしています。物品のご寄付をいただける場合には、事前に事務局までご相談ください。

《ご協力のお願い》

てんぼは、すべて会員の入会金・年会費とご寄付等で運営しています。皆様のご入会とご寄付をお願いします。

正会員 入会金5,000円、年会費5,000円

賛助会員 入会金3,000円、年会費3,000円（1口）

寄付 金額の多少に関わらず、大歓迎です☆

【振込口座】

・三菱東京UFJ銀行 新横浜支店

普通預金口座 口座番号 0350513

「特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ
理事 影山秀人」

・日本郵政公社

口座記号番号 00260-8-133408

特定非営利活動法人子どもセンター てんぼ

【本のお知らせ】

明石書店より、子どものシェルターに関する本が出版されました。

影山理事長をはじめとして、スタッフが執筆しております。

是非とも、皆様に読んで頂けたらと思っております。

『居場所を失った子どもを守る

子どもシェルターの挑戦

カリヨン+てんぼ+パオ+モモ』

明石書店出版（定価1890円）

【編集後記】

てんぼが開所されてから、3年が経過しました。時の経過するのは、本当に早いものだなあと感じます。

このニュースレター「てんとうむし」も、開所当初は何を記事にすればよいか悩みましたが、今号からはついに6ページと記事も増え、よりパワーアップして、皆様に子どもセンターてんぼの現況等をお伝えできたらと思っております。

皆様からも、「てんぼのこんなことを知りたい!」「こんな記事を書いて欲しい」ということがありましたら、どしどしご連絡を下さいませ。

「てんとうむし」は特定非営利活動法人子どもセンターてんぼ事務局が、責任を持って編集・発行しております。本誌に関するご意見等ございましたら、下記までご連絡頂きますようお願い申し上げます。（無断転載はご遠慮下さい。）

【子どもセンター てんぼ事務局】

〒222-0033

横浜市港北区新横浜2-4-6

新横浜法律事務所内

TEL：045-473-1959

FAX：045-477-5822

E-mail：info@tempo-kanagawa.org

ホームページ：http://www.tempo-kanagawa.org/

2010年5月発行